

医療一般勉強会

在宅酸素療法指導管理料

C103 在宅酸素療法指導管理料

- 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 **520点**
- 2 その他の場合 **2400点**

【算定要件】

在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定。

C103 在宅酸素療法指導管理料

1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合
520点

ファロー四徴症、大血管転位症、
三尖弁閉鎖症、総動脈幹症、単心室症等

・動脈血酸素分圧
・動脈血酸素飽和度
を記載

算定可能な加算

C171 在宅酸素療法材料加算

2 その他の場合
2400点

慢性閉塞性肺疾患、間質性肺炎、
肺がん、慢性心不全 等

慢性閉塞性肺疾患、肺線維症、
間質性肺炎、肺がん等の場合
・動脈血酸素分圧
・動脈血酸素飽和度
を記載

慢性心不全の場合

・終夜睡眠ポリグラフィーの実施日
・無呼吸低呼吸指数
・動脈血酸素分圧
・動脈血酸素飽和度
を記載

算定可能な加算

C157 酸素ボンベ加算
C158 酸素濃度装置加算
C159 液化酸素装置加算
C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算
C171 在宅酸素療法材料加算

1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 **520点**



チアノーゼ型先天性心疾患に対する 在宅酸素療法とは…

ファロー四徴症、大血管転位症、三尖弁閉鎖症、総動脈幹症、
単心室症などのチアノーゼ型先天性心疾患患者のうち、
発作的に低酸素又は無酸素状態になる患者



発作時に在宅で行われる救命的な酸素吸入療法

算定時に必要なコメント

842100072
動脈血酸素分圧(在宅酸素療法指導管理料);
842100044
動脈血酸素飽和度(%) (在宅酸素療法指導管理料);
どちらか一方を記載(毎月)

使用される酸素: 小型酸素ボンベ(500リットル以下)又はクロレート・キャンドル型酸素発生器
※当該保険医療機関が患者に提供

2 その他の場合 **2400点**

その他の場合に該当する在宅酸素療法とは…

高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者、慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者又は重度の群発頭痛の患者



在宅で患者自らが酸素吸入を実施するものこと

【対象患者】

①高度慢性呼吸不全例のうち在宅酸素療法導入時に動脈血酸素分圧55mmHg以下
動脈血酸素分圧60mmHg以下で睡眠時又は運動負荷時に著しい低酸素血症を来している



医師が在宅酸素療法を必要であると認めたもの



算定時に必要なコメント

842100072

動脈血酸素分圧(在宅酸素療法指導管理料);

842100044

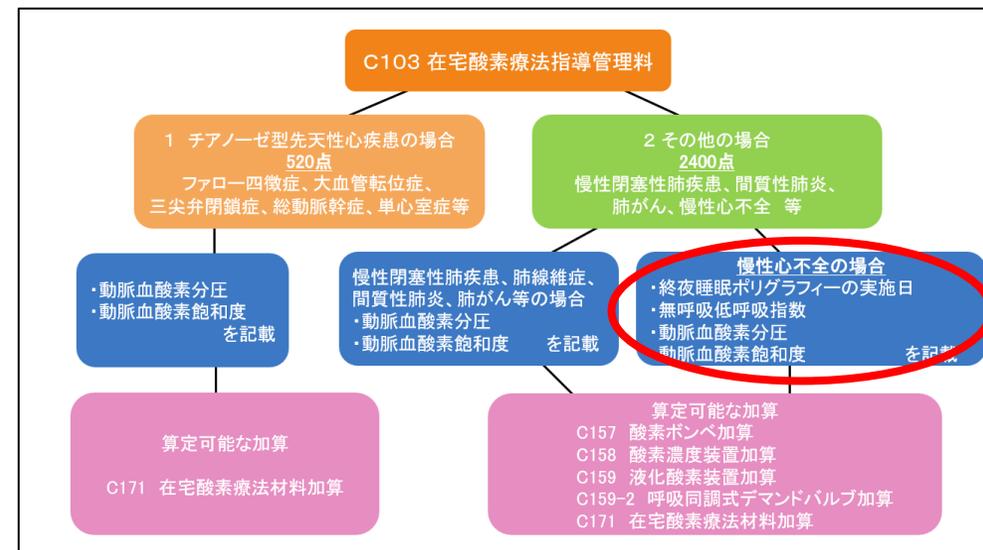
動脈血酸素飽和度(%) (在宅酸素療法指導管理料);

どちらか一方を記載(毎月)

【対象患者】

②慢性心不全患者

- ・ **NYHA** Ⅲ度以上
- ・ 睡眠時のチェンストークス呼吸がみられる
- ・ 無呼吸低呼吸指数が20以上であることが睡眠ポリグラフィー上確認されている
- ・ 関連学会の診断基準により群発頭痛と診断されている患者のうち、群発期間中の患者であって、1日平均1回以上の頭痛発作を認めるもの



算定時に必要なコメント

842100072

動脈血酸素分圧(在宅酸素療法指導管理料);

842100044

動脈血酸素飽和度(%) (在宅酸素療法指導管理料);

★ 850100139

終夜睡眠ポリグラフィーの実施年月日(在宅酸素療法指導管理料);

★ 842100045

無呼吸低呼吸指数(在宅酸素療法指導管理料);

★…初回算定時のみ必須

NYHAとは

NYHA心機能分類

- I度・・・心疾患はあるが、普通の身体活動では症状がない。
- II度・・・普通の身体活動（坂道や階段をのぼるなど）で症状がある。
- III度・・・普通以下の身体活動（平地を歩くなど）でも症状がある。
- IV度・・・安静にしていても、心不全の症状や狭心痛がある。

算定時の注意点①

動脈血酸素分圧の測定を月1回程度実施し、その結果について診療報酬明細書に記載すること。この場合、適応患者の判定に経皮的動脈血酸素飽和度測定器による酸素飽和度を用いることができる。ただし、経皮的動脈血酸素飽和度測定器、経皮的動脈血酸素飽和度測定及び終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は所定点数に含まれており別に算定できない。

【その他併算定不可のもの】

J024 酸素吸入

J024-2 突発性難聴に対する酸素療法

J025 酸素テント

J026 間歇的陽圧吸入

J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療

J018 喀痰吸引

J018-3 干渉低周波去痰器による喀痰排出

J026-2 鼻マスク式補助換気法(これらに係る酸素代も含む。)

薬剤及び特定保険医療材料に係る費用

算定時の注意点②

在宅酸素療法を指示した医師は、在宅酸素療法のための酸素投与方法（使用機器、ガス流量、吸入時間等）、緊急時連絡方法等を装置に掲示すると同時に、夜間も含めた緊急時の対処法について、患者に説明を行うこと。

在宅酸素療法を実施する保険医療機関又は緊急時に入院するための施設は、次の機械及び器具を備えなければならない。

- ア 酸素吸入設備
- イ 気管内挿管又は気管切開の器具
- ウ レスピレーター
- エ 気道内分泌物吸引装置
- オ 動脈血ガス分析装置（常時実施できる状態であるもの）
- カ スパイロメトリー用装置（常時実施できる状態であるもの）
- キ 胸部エックス線撮影装置（常時実施できる状態であるもの）

在宅酸素療法指導管理料に関する加算

C157 酸素ポンベ加算(その他の場合のみ)

- 1 携帯用酸素ポンベ **880点**
- 2 1以外の酸素ポンベ **3950点**

C158 酸素濃縮装置加算 **4000点** (その他の場合のみ)

C159 液化酸素装置加算(その他の場合のみ)

- 1 設置型液化酸素装置 **3970点**
- 2 携帯型液化酸素装置 **880点**

C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 **291点** (その他の場合のみ)

C171 在宅酸素療法材料加算

- 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 **780点**
- 2 その他の場合 **100点**

1月に2回分または3回分算定する場合

820100122	当月分
820100123	翌々月分
820100124	翌月分
820100125	前月分
820100126	前々月分

C157 酸素ボンベ加算

- 1 携帯用酸素ボンベ **880点**
- 2 1以外の酸素ボンベ **3950点**

【算定要件】

酸素ボンベを使用した場合に算定。

「1」の加算は、医療機関への通院等に実際に携帯用小型ボンベを使用した場合に算定できる。

概ね 1,500 リットル以下の詰め替え可能なものが算定の対象。

C158 酸素濃縮装置加算 **4000点**

【算定要件】

酸素濃縮装置を使用した場合に算定。

C157の2と併算定不可。

C159 液化酸素装置加算

- 1 設置型液化酸素装置 **3970点**
- 2 携帯型液化酸素装置 **880点**

【算定要件】

液化酸素装置を使用した場合に算定。

設置型液化酸素装置から携帯型液化酸素装置へ液化酸素の移充填を行う場合の方法、注意点、緊急時の措置等に関する患者への指導が必要。

「設置型液化酸素装置」・・・20～50 リットルの内容積の設置型液化酸素装置

「携帯型液化酸素装置」・・・1リットル前後の内容積の携帯型液化酸素装置

使用した酸素の費用及び流量計、加湿器等の費用は加算点数に含まれ、別に算定できない。

C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 **291点**

【算定要件】

呼吸同調式デマンドバルブを携帯用酸素供給装置と鼻カニューレとの間に装着して使用した場合に算定。

C171 在宅酸素療法材料加算 (装置に必要な回路部品その他の附属品等に係る費用を含む)

1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 **780点**

【算定要件】

C103在宅酸素療法指導管理料の1「チアノーゼ型先天性心疾患の場合(520点)」を算定すべき指導管理を行った患者に対し、保険医療機関からチアノーゼ型先天性心疾患の患者に小型酸素ボンベ又はクロレート・キャンドル型酸素発生器が提供される場合に算定。

2 その他の場合 **100点**

【算定要件】

C103在宅酸素療法指導管理料の2「その他の場合(2400点)」を算定すべき指導管理を行った患者に対し、保険医療機関から在宅酸素療法装置が提供される場合



遠隔モニタリング加算(要届出)

150点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、2月を限度とする。)を乗じて得た点数

前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、
遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合所定点数に加算

- ア
- ・「その他の場合」の対象
 - ・日本呼吸器学会「COPD(慢性閉塞性肺疾患)診断と治療のためのガイドライン」の病期分類でⅢ期以上の状態
 - ・前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、脈拍、酸素飽和度、機器の使用時間及び酸素流量等の状態について定期的にモニタリング。
 - ・療養上必要な指導を行う。
- イ
- ・対面による診療＋モニタリングを組み合わせた診療計画を作成。
 - ・当該計画の中には、患者の急変時における対応等も記載。
 - ・当該計画に沿ってモニタリングを行った上で、状況に応じて適宜患者に来院を促す等の対応を行う。
 - ・モニタリングの開始時、患者やその家族等に対し、情報通信機器の基本的な操作や緊急時の対応について十分に説明。
- ウ
- ・モニタリングにより得られた臨床所見等及び行った指導内容を診療録に記載すること。
- エ
- ・療養上必要な指導はビデオ通話が可能な情報通信機器を用いて、オンライン指針に沿って行うこと。
 - ・当該診療に関する費用は当該加算の所定点数に含まれる。

【遠隔モニタリング加算の施設基準】

- ・情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- ・呼吸器疾患の診療につき十分な経験を有する常勤の医師及び看護師が配置されていること。
- ・オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
- ・呼吸器内科について3年以上の経験を有する常勤の医師を配置していること。
- ・呼吸器内科について3年以上の経験を有する看護師を配置していること。

【算定時に必要なコメント】

当該指導管理料の直近の算定年月を記載

850100140 在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月(遠隔モニタリング加算);(元号)y年m月

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談等ございましたら
お申込みメールアドレスへご連絡ください



info@medical-takt.com

次回の医療一般勉強会
5/19(火)13時～